

## 第475回宮城海区漁業調整委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 畠山 喜勝
- (2) 発送年月日 令和3年3月15日(月曜日)

### 委員会の開催

- (1) 日 時 令和3年3月22日(月曜日)
  - 開会 午後2時30分
  - 閉会 午後4時15分
- (2) 場 所 行政庁舎9階 第1会議室

### 議題

#### 審議事項

- (1) いかつり漁業の制限措置(案)等について
- (2) 宮城海区漁業調整委員会規程等の改正について

#### 協議事項

第22期委員への引き継ぎ事項について

#### 報告事項

- (1) 特定水産資源の採捕の停止に関する規則について
- (2) 令和2年度さけ来遊結果について

#### その他

#### 出席委員

会 長	畠 山 喜 勝	委 員	高 橋 平 勝
会長代理	關 哲 夫	”	伊 藤 新 造
会長代理	齋 藤 吉 勝	”	伊 藤 進
委 員	松 本 洋 一	”	鈴 木 正 悦
”	岩 沼 徳 衛	”	伏 見 眞 司

” 鵜飼 信好 ” 尾 定 誠

欠席委員

委 員 赤 間 廣 志 委 員 高 橋 源 一

” 畠 山 政 則

執行部（事務局）出席者

別紙のとおり

《委員会の概要》

【委員会の成立確認】

○事務局 鈴木次長

それでは第475回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。本日の委員の出席状況は、12名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を畠山会長からお願いいたします。

【挨拶】

○畠山会長

（挨拶）

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

続きまして、水産林政部 石田次長から御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 石田次長

（挨拶）

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。配布しております資料は、右上に番号を振ってございます。次第、名簿に続きまして、資料1といたしまして、審議事項（1）「いかつり漁業の制限措置（案）等について」、資料2といたしまして、審議事項（2）「宮城海区漁業調整委員会規程等の改正について」、資料3といたしまして、協議事項「第22期委員への引き継ぎ事項について」、資料4といたしまして、報告事項（1）「特定水産資源の採捕の停止に関する規則について」、資料5といたしまして、報告

事項（２）「令和２年度さけ来遊結果について」、その他の資料としまして、「小型さんま漁船によるまいわし特別採捕結果について」、以上６種類の資料となっております。不足等ございましたら、事務局までお声掛けください。

それでは議事に入らせていただきます。島山会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○島山会長

それでは議事に入りますが、その前に、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

２番の關会長代理、９番の高橋平勝委員の２名を本日の議事録署名委員に御指名いたします。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

【 審議事項 】

○島山会長

審議事項（１）「いかつり漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から説明お願いいたします。

○水産業振興課 生駒技術参事兼課長

いかつり漁業の制限措置（案）等について説明をさせていただきます。

令和２年１２月１日に施行されました改正漁業法によりまして、知事許可漁業におきましては、大臣許可漁業の規定に準じた新たな許可手続き等が規定され、海区漁業調整委員会の意見を聴いて定める「制限措置」等により許可を規制するものとなりました。

このため１２月の委員会から許可申請の受付を開始する漁業種類ごとに当該許可に係る制限措置等を本委員会に諮問させていただいているところでございます。

本日は、漁業法第５８条において準用する同法第４２条第３項及び第５項の規定に基づき、６月１日から漁業時期を迎える「いかつり漁業」の許可に係る制限措置の内容等について御審議いただきたいと思いますと考えております。

また、新たな知事許可漁業の許可手続きに併せまして、「いかつり漁業」の許可の有効期間の変更について、漁業法第５８条において準用する同法第４６条第２項の規定に基づき、御審議いただきたいと思いますと考えております。

詳細につきましては、担当から説明をさせていただきます。

○島山会長

はい、どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

資料１を用いまして説明させていただきます。資料１、１枚おめくりください。

１ページとしまして、いかつり漁業の制限措置の内容等について諮問文書の写しでございます。

2 ページをお願いいたします。審議事項1つ目の制限措置及び許可等を申請すべき期間についてでございます。内容は後ほど説明いたします。

3 ページをお願いいたします。2つ目の審議事項でございまして、許可の基準としまして、先ほどの制限措置で定める隻数を超えて申請受付があった場合の許可を決める優先順位となりまして、3 ページが県内船許可でございます。併せて4 ページが県外船への許可に係る許可の基準となります。一旦、5 ページをお願いいたします。3つ目の諮問事項でございまして許可の有効期間の変更でございまして、諮問内容としては、県外船への許可の有効期間を1年とするものとしてでございます。

6 ページ、いかつり漁業許可の概要について説明いたします。いかつり漁業につきましては、総トン数5トン以上30トン未満の小型いかつり漁船による主にするめいか、やりいかを漁獲対象とした知事許可漁業です。昭和63年に海区漁業調整委員会承認漁業から許可制へ移行しまして、平成14年にはやりいかを漁獲するための操業期間延長措置というのを時限的にしておりまして、その後、直近で平成31年操業期間を同じく「6月1日から1月31日まで」を「2月末日まで」に延長して現在この規定となっております。また、岩手との県境調整におきましては、平成24年に両県業界代表者間で共同利用海域を設定し、協調操業の確認書を取り交わして、毎年漁期前に締結している状況でございます。いかつり漁業の水揚状況でございますが、近年の動向でございますが、棒グラフでございますが近年平成8年約6,900トンピークにその後減少傾向にございまして、震災後、特に平成27年以降は50トン以下で推移しておりまして、この折れ線の許可隻数についても減少傾向で低位に推移してございます。次のページ、7 ページをお願いいたします。資源の状況、生態についてでございますが、するめいかの生態でございますが、するめいかにつきましては日本周辺海域に広く分布しておりまして、寿命1年と考えられております。主に2系群に分けられておりまして、秋季発生系群と冬季発生系群ということで宮城県沖では、主に冬季発生系群を漁獲対象としていられるとされておりまして、この図の真ん中のものがございますが、冬季の12月から3月頃に主に東シナ海周辺で産卵した稚いかがが回遊して三陸、北海道沖に回遊したものを漁獲するというものです。それから資源状況でございますが、こちら国の資料に基づくものがございますが、グラフでいいますと紺色の折れ線を見ていただきますと、1990年以降、概ね資源評価として高位から中位水準とされておりましたが、2015年頃から大きく減少しておりまして、特に産卵場の水温環境等を要因として減少に転じているというところで、直近の2019年の評価では資源水準は「低位」、資源動向は「減少」と判断されているところでございます。次にやりいかでございますが、やりいかは、するめいかと比較すると回遊性は小さく沿岸で産卵場と索餌場を往復すると思われておりまして、寿命は1年、春に沿岸で産卵をして夏場にかけて深場へ移動して行く、冬以降、徐々に接岸して行って、産卵に向けて沿岸に寄ってくるというところで、次のページをお願いします。本県の沖合で漁獲されるやりいかにつきましては、春から夏に常磐沖でふ化したものが、黒潮によって秋以降来たものを漁獲しているというところで、海況によっても変動するところでございます。なお、やりいかの太平洋系群、国の資源評価によりますと、令和2年の評価では資源水準は「高位」、資源動向は「増加」と判断されているところでございます。

漁業者による自主管理というところでは、県小型漁船漁業部会いかつり委員会におきま

して、毎漁期、自主調整方針を策定しておりまして、1日当たりの漁獲量上限、集魚灯の制限、船間距離、休漁日等、きめ細かなルールを定めているところでございます。

5. 許可の概要ですが、こちら許可方針に基づく内容でございまして、漁業時期におきましては、2月末までの延長措置をしている内容でございまして、県外船については1月末までとなっております。許可の主な条件としましては、小型定置周辺での操業禁止、集魚灯の電気の容量、船間距離等を規定しております。

6. 許可の対象でございまして、前回、前々回の委員会で御説明いたしました、いさだ漁、ランプと同様「3中2」の考え方に基づくルールを運用してございまして、震災後、漁業者の減少を踏まえて、新規に就業したい人や担い手の自立経営の機会を確保するための運用枠の範囲内で許可を出すというルールでございまして。

次のページをお願いします。現状これまでの許可隻数の推移でございまして、県内船と県外船としまして、県内船におきましては、昭和50年代350隻弱をピークに減少傾向にありまして、特に一番右端に数字がございまして、3中2のルールを適用してからは震災前の隻数98に対して、運用枠78隻に対しまして、直近で27隻の許可となっております。一番下黄色の線が、新規の許可隻数なんです、5とありますがこれは実際には漁がなくて3中2の実績から漏れて新規に回った隻数でございまして、このルール適用後平成29年以降、純粋な新規というのは、29年に1件のみというところでございまして。

次に県外船の許可でございまして、いか釣り漁業につきましては先ほど生態を説明いたしましたとおり、国内で海流に応じて漁場形成が広域に変動するというところで、相互に他県と入会許可を出すというところで、業界間、県庁間で調整の上、許可枠を定めて許可を出してございまして。この表の右端の方見ていただきますと、直近では、右から2番目の令和2年で北海道4隻、青森20隻、岩手県2隻、長崎県2隻という形で許可を出してございまして、一番右端は、今回許可に当たって、各県で出漁調査を相互にした結果上がってきた隻数でございまして、こちらはいかつり委員会に諮って了解を得ているものでございまして。

一旦、次のページ10ページをお願いいたします。許可の有効期間でございまして、許可の有効期間につきましては、令和2年12月1日に漁業調整規則を新規制定しまして、この四角の枠の下線部にございまして、従前の規則と同じなのですが、規則上は3年と定められておりまして、必要な限度において海区委員会の意見を聴いて、短い期間を定めることが出来るとされております。下の表でございまして、これまでいかつり漁業については、1年としてございました。それが、12月1日に規則上は一旦3年となりまして、次の許可に当たる今回の審議で県内船については規則に合わせて今回3年に変更したいと、一方で県外船については、引き続き1年にしたいというような内容でございまして。理由としては、資源の状況、先ほど申し上げておりますとおり、単年制で広域に漁海況に変動される資源でございまして。

次のページをお願いします。そういった状況などもあって、他県の許可の状況を見ますと、これ他県での許可の有効期間でございまして、青森県以外は、県内船許可では3年又は5年にしている一方で、県外船の許可は1年としているような状況でございまして。今の漁場形成の状況から、許可隻数については運用枠から大きく下回っているという状況にあります。業界の意見として、いかつり委員会でも意見を伺ったところ、やはり近年の

漁海況から純粋な新規着業希望者という方も中々出てこないとか、許可をもらっても中々安定した操業の見通しが立たないということで、例年許可を受ける人は大体決まってきたいて、3年になれば実質的な変更なく手続きは円滑化されるということで、その3年の間に漁海況が改善されて、やりたい人が出てきたときにやれるのであれば3年の許可を希望するとそんな意見がございまして、県としましては、まずこの運用枠の範囲内という前提で許可をするに当たって、現状今かなり余裕がある状況でして、今後、漁海況が改善して、希望者が出てきたときには、また新たにそのための制限措置を定めるための審議をさせていただきます、公示をするという対応が出来るので3年に変更したい。なお、県外船につきましては、今現状県内船の水揚げ状況も不安定というところで、引き続き1年のままとしたいというところでございます。

2ページの方にお戻りをお願いいたします。2ページがその具体的な制限措置の中身と許可等を申請すべき期間についてでございまして、制限措置の左側、漁業種類から船舶の総トン数につきましては、先ほどの許可方針に基づく内容でございまして、右から2番目の隻数、県内許可につきましては、各地区漁協を通じて今期の出漁を希望している隻数をもとに規定しております。他県船につきましては、県庁から出漁希望調査に基づく隻数でございまして、いかつり委員会で諮ったものでございます。

次に3ページをお願いいたします。3ページにつきましては、許可の基準としまして、前回、前々回のいさだ・ランプ漁と同様でございまして、実績がある方を優先するというところで、3中2の考え方で実績が多い方を優先する。その3年間の実績の対象から外れた方は、(2)に回る。純粋な新規の方については、後継者がある方を優先して、かつ漁業種類が漁船漁業専業ですとか、そういった優先順位をつけてございます。

最後に4ページをお願いいたします。県外船につきましても、実績がある方を優先するというところは基本的な枠組みは同じでございまして、3中2ではなく、まず前年度に許可を受けて実績ある人、次に前年度に許可を受けた人、過去に実績がある人、その次に新規に許可希望する者のうち、後継者等のある方を優先ということで、県内船と同じ内容という形にしてございます。資料の説明については以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○島山会長

事務局から説明が終わりました。

御質問・御意見あれば、挙手の上指名を得てから御発言願います。

#### ○關会長代理

10ページの表についてお尋ねしたいのですが、2. 許可の有効期間の変更内容(案)とあって、漁業種類のいかつりの県内船は、規則変更後に3年で、変更案っていうのは3年っていうのは変更ないのではないのでしょうか。

これは下にある3年から1年が諮問事項で、上の方は諮問はされていないということによろしいんでしょうね。

○水産業振興課 本田技術主査

御指摘のとおりでございます。変更（案）という表現がわかりづらかったかもしれませんが、従前これまで1年で運用していたので、それを今回、3年にするというところなんです。今回、漁業法上の諮問としましては、12月1日で規則を制定した段階で1度、3年になっておりますので、そこは規則上変更していないので、漁業法上の諮問事項には当たらない。この規則上の3年を海区委員会の意見を聴いて、短い期間に定めたいということで諮問事項としてこちらを挙げてございます。

○關会長代理

どうもありがとうございました。

○畠山会長

その他、御質問等はありませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○高橋（平）委員

11ページ上段、(2)の漁業調整上の支障について表があるんですが、西日本の方では、県内船許可が5年って多いですね。宮城県の場合は、漁業調整規則を改正して3年となっているんですが、この西日本の場合にはどういったことで5年ってなっているのか、また、同じ規則でやっているのでしょうか。それわかりますか。

○水産業振興課 本田技術主査

5年につきましては、今回改正漁業法のタイミングで国から規則例として5年まで延ばしていいというようなことが示されたんですが、宮城県ではこれまで3年でやっておりますので、引き続き、3年を規則上の基本としているものでございまして、特に5年の許可を出すとその船は5年間許可を持っていることとなりますので、安定した漁業調整の環境じゃないとなかなか難しいのかなと考えています。

○畠山会長

何か質問ありますか。

なければ、「いかつり漁業の制限措置（案）等について」は、県から諮問のあったとおり、原案どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○委員

はい。

○畠山会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和3年3月17日付け水振第1125号及び第1126号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨を答申することといたします。

○畠山会長

次に審議事項（２）「宮城海区漁業調整委員会規程等の改正について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 生駒事務局長

宮城海区漁業調整委員会規程等の改正について説明をさせていただきます。現在、本委員会に関する規定といたしまして、３つのものが施行されてございます。

１つ目が宮城海区漁業調整委員会規程、２つ目が宮城海区漁業調整委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程、３つ目が意見の聴取に関する手続き規程でございます。これらの規程につきまして、事務局における職名の変更及び、また、他県における状況、漁業法施行令の改正に伴う条文など所要の改正を行うものとなっております。詳しくは担当より説明をさせていただきます。

○事務局 村上主事

資料２を用いまして説明いたします。

１．改正概要でございますが、先ほど事務局長の方から申しましたとおり、①宮城海区漁業調整委員会規程、②宮城海区漁業調整委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程、③意見の聴取に関する手続き規程、こちらの３点につきまして、県職員の役職名の変更に伴う当海区の規程の変更が①と②でございます。及び漁業法改正等に伴う漁業法及び漁業法施行令の改正に伴う条文の変更を行うものが③でございます。まず、①宮城海区漁業調整委員会規程と②標準的な職及び職務能力に関する規程を併せて御説明させていただきたいと思っております。

５ページお願いいたします。右側が旧委員会規程となっております。左側が新改正（案）の委員会規程となっております。主な改正内容としましては、局長を事務局長に改正、他の委員会が局長というのを事務局長に統一してございましたので、そちらに統一させていただきました。

２．総括次長の追加。５ページの第２項、第二号でございます。こちらに総括次長を追加させていただきます。

３．技術主任主査の追加。改正（案）の第３項の上から２行目、技術主任主査、県職員の役職名の変更、追加でございますが、それに伴いまして当海区の規程の変更でございます。そして、他県の動向と合わせまして、他県が事務局長及び次長等までしか置いていないのと合わせまして、当海区としましては、主任主査、主事、技師、改正前の第２項の第３号、第４号、第５号に主任主査、主事、技師と置いてございますが、他県の動向と合わせまして、置くことが出来る規程、第３項に置かせていただきたいと思います。

（２）につきましては、それに伴いまして９ページお願いいたします。９ページの左側一番下、総括次長の追加というところで、規程第８条第２項に掲げる総括次長及び次長並びに同条３項に掲げる主幹及び技術主幹の属する職制上の段階ということで総括次長を追加してございます。また、次のページにつきましても、置くことが出来る規程に変えましたので、技術主任主査を置いてものと条文のずれが生じてございますので、修正してござ

います。県職員の役職名の変更行ったものが当海区の規程の変更については以上でございます。17ページをお願いいたします。A3版で折られているところでございます。大幅な変更というよりも、漁業法改正に伴う条文の変更等になるものなのですが、そもそもこの意見の聴取に関する手続き規程というのは不利益な処分、例えば漁業権の免許を与えた後に条件を付け加えるような場合、また、指定を取り消すような場合に使われる規程でございます。主な改正内容としましては、第1条での一番右側の改正理由で示してごきます通り、漁業法施行令改正に伴う第1条の2から第9条第1項への変更及び法第10条及び法第22条第1項というのは、不利益処分に該当しないため削除されているところでございます。今回これに併せまして水産庁から今までずっと意見の聴取に関する手続き規程例というものが示されていたんですけども、A3の一番左側、新しく水産庁規程例ということで示されてございますので、それに倣った改正とさせていただきたいと思っております。それに倣いまして、規程例に倣いますと様式が削除されてございます。様式が削除されてございますので、その様式については参考様式という形で残させていただきたいと考えてございます。その様式の削除に伴う不要な条文を削除させていただいたところでございます。例えば、旧意見聴取に関する手続規程の第7条、18ページの上から三つ目の条文第7条代理人の選任及び資格等の喪失に関しては届出書様式第3号とする。こういったものにつきまして、削除させていただいたところでございます。こちらにつきまして御承認いただけましたら、広報掲載手続きを進めまして、令和3年の3月下旬頃に広報に掲載する予定としてございます。以上で資料の説明は終わります。

○島山会長

事務局から説明が終わりました。

御質問・御意見等ございましたら、御発言願います。挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。御質問等はありませんでしょうか。

なければ、「宮城海区漁業調整委員会規程等の改正について」は、原案どおり改正することに御異議ございませんか。

○委員

はい。

○島山会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、原案どおり委員会規程等を改正することに決定いたします。事務局は公報登載手続きをお願いします。

-----審議事項終了-----

【 協議事項 】

○島山会長

次に協議事項「第22期委員への引き継ぎ事項について」を上程いたします。事務局か

ら説明願います。

○事務局 菅原技師

資料3を用いまして、協議事項につきまして御説明させていただきます。1枚おめくりください。第22期宮城海区漁業調整委員会への引き継ぎ事項についてということで、項目がIからVIまでございます。1ページ目につきましては、第22期宮城海区漁業調整委員会委員の一覧となっております。2ページから3ページ目につきましては、今年度の宮城海区漁業調整委員会の開催実績となっております。後程こちら御覧になっていただければと思います。4ページ目から6ページ目につきましては、令和3年度宮城海区漁業調整委員会の開催計画となっております。来年度につきましては、9回の開催を予定してございます。4月につきましては、会長、会長代理等の互選などとしており、その他につきましては、例年の審議事項などの項目を載せてございます。開催計画につきましては以上でございまして、7ページ目から18ページ目までにつきましては、これまで海区漁業調整委員会で御審議いただき、委員会指示発動してございます秋さけ固定式さし網漁業等を含めた6つの委員会指示を載せてございます。こちらにつきましては、次年度以降も継続的に委員会指示を発動して参りたいと考えてございます。

19ページ目につきましては岩手・福島との交流会となっております。今年度はコロナウイルスの影響によって開催断念されましたけれども、次年度以降につきましては状況を見ながら今後も継続して隣県海区との交流を深めて参りたいと考えてございます。

20ページ目につきましては、全国海区漁業調整委員会連合会についてでございます。こちら、下にスケジュール記載してございますとおり、令和4年度宮城県を会場として総会を開催することになってございますので、次年度以降も引き継いで参りたいと考えてございます。

21ページ目につきましては、昨年の岩手との交流会において当県から御報告したものになってございまして、相互入会している漁業のこれまでの調整経過についてとなっております。宮城・岩手両県の県境海域につきましては、漁業者や漁業団体、行政との相互理解と協力のもと、いさだ漁業、いるか突棒漁業、いかつり漁業の操業につきまして、共同利用海域、両県船が共同で利用する海域の設定による協調操業体制が現在も維持されておりますので、この部分につきましても継続で引き継いで参ります。

23ページにつきましては、先月の海区で御審議いただいたものでございますが、第7管理期間のくろまぐろの小型魚、大型魚の配分ということで、第7管理期間、来年度漁期の宮城県の配分量につきましては、小型魚が52.9トン、大型魚20.5トンとなっております。定置漁業・漁船漁業等とも協定に基づく個別配分等により、管理を基本としていくものでございます。こちらにつきましても継続で引き継いで参りたいと考えてございます。

次に25ページをお願いいたします。先ほどいかつり漁業で御審議いただいております改正漁業法に伴う知事許可漁業の手続きについてでございます。法改正により許可内容という概念がなくなって、今後は制限措置によって許可を規制することとなっております。許可の申請につきましては海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で漁業種類ごとに、先ほどのいかつり漁業のように漁業時期等の制限措置等を定め、公示するものでございます。こちらにつきましても継続して引き継いで参りたいと考えてございます。

最後に27ページをお願いいたします。改正漁業法に伴う漁業権等の手続きについてでございますが、まず1つ目でございますが、資源管理の状況等の報告について定置、区画、共同漁業権につきまして、資源管理の状況について県の方に報告することが義務と新たに定められてございます。県の方に年1回報告を受けまして、都道府県知事につきましては、海区漁業調整委員会で操業日数、漁獲量につきまして、意見を付して年1回以上報告するものとされておりますので、来年度は11月の海区で御報告させていただく予定としてございますので、よろしくをお願いいたします。

次に2つ目でございますが、令和5年度における定置・区画・共同漁業権における一斉切換のスケジュールについてとなっております。前回の一斉切換のスケジュールをもとに（案）を示してございます。改正漁業法によって意見の聴取の後に意見聴取の検討結果について、パブコメ等の方法によって公表することとなっております。こちらの内容につきましても、次期海区漁業調整委員会の方に引き継いで参りたいと考えてございます。第22期委員への引き継ぎ事項につきましては以上となります。御審議の方よろしくをお願いいたします。

○島山会長

事務局から説明が終わりましたので、質疑に入ります。御質問等ございましたら、御発言願います。挙手の上、議長の指名を得てから御発言願います。

なければ、「第22期委員への引き継ぎ事項について」は、これまでとします。

-----協議事項終了-----

【 報告事項 】

○島山会長

報告事項（1）「特定水産資源の採捕の停止に関する規則について」を上程いたします。県から説明をお願いいたします。

○水産業基盤整備課 渡邊主任主査

資料1枚おめくりいただきまして1ページ目御覧ください。宮城県特定水産資源の採捕停止に関する規則についてと定めてございます。

今回の規則の策定理由でございますけれども、改正漁業法第33条第2項の規定及び水産資源の保存及び管理に関する事務等にかかる処理基準、こういったものに基づきまして規則として定めるものでございます。策定の内容ですけれども、当規則は改正漁業法の施行に伴いまして、全国一律に定めなければならない規則という形になってございます。この規則ですけれど、1枚おめくりいただいてよろしいでしょうか。今御覧いただいております2ページ目、こちらはその原案というふうな形になっておりまして、令和3年3月31日付けで報告を出すこととしてございます。中身の方は、全2条となっております、第1条の趣旨におきまして定めること、特定水産資源の採捕の停止、第2条におきましては、第1項におきまして条件が合致したときは採捕停止を発出する、また、第2項におきましてはその条件をクリアしたときにはそれを解除できる、とこういった内容のものとな

ってございます。こちら4月1日付での施行を考えているところです。

1ページ目にお戻りいただいてよろしいでしょうか。ただいま御覧いただきました規則ですけれども、これゼロから作り上げたものというよりは、すでにTAC法におきましてくろまぐろに対して採捕の停止に関する規則というものを平成31年3月12日付、宮城県規則第10条、こちらで定めているのですけれども、今回漁業法に移行するに当たっての、その後継という位置付けのものと捉えていただければと思います。漁業法、旧まぐろの方ですけれども、資料の4ページ目御覧いただいてよろしいでしょうか。平成31年3月12日付の宮城県規則第10条で定めたものですが、こちらに相当するものが今回新しく定めたものという形になっております。

1ページ目にお戻りください。今回の規則ですけれども、もし規則違反者が出てしまいますと、3年以下の懲役または300万円以下の罰則が適用と漁業法で定められた罰則規定に基づくものという形になってございます。参考といたしまして5ページ目御覧いただいてよろしいでしょうか。漁業法全体の体系ということで水産庁の資料をお借りしてお示してございますけれども、この中で今回の採捕停止規則に該当するものが、表の中の上から5つ目、採捕停止命令、停泊命令等違反、第190条第2号というところでして、現行のTAC法ですと3年以下の懲役または200万以下の罰金となっていますが、これが改正後においては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金という規定になってございます。

1ページ目、お戻りいただいてよろしいでしょうか。こちらの規則が4月1日から適用されるのですが、本県におきましては特にくろまぐろがこの規則の該当するところですが、これまでも協定に基づいてそれぞれ相互に話し合いながら、実際、規則、県の定められた量をオーバーすることないように定めておりますので、引き続き罰則が適用されることのないように、漁業者と協議を重ねながら、進めていきたいと考えているところでございます。簡単でございますが、以上で説明を終わります。

#### ○關会長代理

会長が退出している最中なので代行させていただきます。

ただ今、事務局から特定水産資源の採捕の停止に関する規則について、説明が終わりました。御質問等ありましたら挙手いただきたいと思います。御意見ございませんか。

なければ、報告事項(1)「特定水産資源の採捕の停止に関する規則について」は、これまでといたします。

#### ○關会長代理

報告事項(2)「令和2年度さけ来遊結果について」を上程いたします。県から説明お願いいたします。

#### ○水産技術総合センター 白石主任研究員

令和2年度のさけ来遊結果ということで報告させていただきます。2020(令和2年)年度の宮城県の来遊状況でございます。実績としまして来遊数18万8千尾、前年比で68%、沿岸漁獲数15万4千尾、前年比で69%、河川捕獲数3万4千尾、前年比65

%, 金額4億4,700万円, 前年比91%でございます。採卵成績24,524千粒, 前年比108%です。次は来遊数のグラフになりまして, 横軸には年度, 縦軸には来遊数千尾です。下の棒グラフですが下の緑が河川捕獲で, 上段の青が沿岸漁獲数になります。

2019年, 2020年, 近年ですけど減少傾向が現れております。こちらのグラフは宮城県の来遊数, 地区別のものでございます。上段が来遊数, 横軸に年度で縦軸に来遊数で千尾, 値段は同じく来遊比率を縦軸にとっておるものでございます。緑が南部, 中段にあります水色が中部, 北部が黄色になります。近年は比較的北部の比率が高くなってきております。こちらのグラフは, 水揚げ金額と平均単価ということでございまして, 青の棒グラフが水揚げ金額で赤の折れ線グラフが平均単価です。近年ですけれども来遊数は少ないところですが単価は上がりました。こちらについては, 採卵数と放流尾数というグラフでございまして, 放流数, 採卵数, 棒グラフが採卵数で折れ線グラフが放流尾数というふうになっております。2019年, 近年ですけれども, 採卵数, 放流数とも減少しております。2020年まだ放流が続いておるところで採卵数のグラフのみあります。

こちらは旬別沿岸漁獲数, 県単位でございまして, 横軸に月・旬, 9月上旬, 1月下旬という取り方でこちらには沿岸漁獲尾数を千尾でとっております。年度別に色分けしてございまして, 2019年がオレンジで2020年が赤いマークがついたものになっております。2019年, 2020年とも低いレベルになっておりますが, 2020年は, 昨年よりなだらかなグラフというふうになりました。こちらは旬別の河川捕獲数のグラフでございまして, 色分けは先ほどと同じで縦軸に河川捕獲数が千尾でとっております。2019年, 2020年はオレンジ, 赤とも低いレベルとなりました。こちらは回帰率のグラフでございまして, 縦軸にとっている回帰率%ですが, さきは4年魚で最も多く回帰することから, 4年魚の放流に対する来遊数の割合ということで取っております。2019年, 2020年とも低くなっております。2020年は放流数が前年並み入れたので回帰率が前年より低下しております。こちらのグラフは来遊状況の全国です。水研機講の取りまとめ資料で県名がとってありまして2020年度の来遊数, 前年度の来遊数, そして過去15年の平均ということで, 対前年比と対平年比というところで取っております。

2020年について, 北海道は前年並みなんですけど, 太平洋側の各県は, 前年比で7割程度となっております。日本海側では前年より多めになっております。最も前年も低いんですけど, 近年, 日本海側各県の技術の向上のほかに, 稚魚が海に出て北上する際, ダメージを受けるようなことが水研から指摘されているところなんですけど, その水温変化が日本海側で太平洋側より影響が小さかったのではないかと, 最近水研中心から考えられるようになってきました。これも水研機構の取りまとめ資料なんですけど, 横軸に年度, 縦軸に来遊数が取っております。全国のものでございます。宮城県は赤印が一番大きいのが青の北海道になります。近年は全国各県とも減少傾向ということになってございまして, 全体に対してもともと日本海側の割合っていうのはあまり大きいものではないので, 太平洋側, 主に北海道が大きいんですけど, レベル的にはこのような状況です。こちらについては, 来遊数の減少についての水研機構の取りまとめ資料なんですけど, 左側のグラフは, 本州太平洋側における, 年齢別, 来遊数, 一部推定値になっておりますが, 横軸に年度, 縦軸に来遊数が取っております。下から年齢が示してございまして, 赤が4年魚で5年魚が緑です。これは宮城県の結果でございまして, 上段には気仙沼大川, 下段には北上川のものが示し

ております。

3図とも共通する傾向なのでございますが、2020年度、4年魚の比率が高くなっております。こちらの図は回遊経路の推定図ということでございまして、日本から北上してオホーツク海に入ったものがベーリング海に達して、アラスカ湾で越冬した後、また、日本に戻るといようなこととございます。海洋環境の変動によりまして、このオホーツク海への北上する時期に減耗しているのではないかとということが言われております。さらに最近、オホーツク海に達する以前に減耗が大きいのではないかとという考え方が指摘されております。ここに行くまでの北上経路、厳密に言うところの太平洋側と日本海側では違う経路を通過して、達するということでございます。

海域別旬平均海面水温偏差の時系列ということで、気象庁のデータでございます。各海域旬平均海面偏差の平年偏差からの推移ということでございまして、海域にはこちら側北海道を中心になるところで、海域3、海域4が太平洋側本州含むところです。この平均の取り方は気象庁の話ですが、世界気象機関、WMOで行っている基準、これと同じようにして取っているということでございました。実際にはこの3年前、4年前、5年前というところの偏差、上が暖かい方で、下が冷たいということになるんですけど稚魚降海後に、春先が暖かいかどうかということとございます。稚魚降海後、沿岸水温等の環境変動で減耗した可能性が指摘されているということでしたが、春先の急激な水温変化、あるいは、春先水温が常に高めである春先以降、これが稚魚に悪い影響があるのではないかと考えられているところです。最後に今年度の来遊数は18万8千尾でございます。前年度に対して68%、前年度自体が1980年代全般と同じぐらいのレベルでしたけれども、それよりも少なくなっております。全国的には、2020年度が前年度と同程度というふうなことで低い水準です。さき資源維持のために、一層の種卵確保と健苗育成、実際に放流するときの環境とかがあっていう、あるいは適性とかなを見ながら放流することに努めていく必要があると考えております。以上で私からの報告を終わります。

#### ○島山会長

何か御質問・御意見ございますか。はいどうぞ。

#### ○關会長代理

大変種卵の確保に御苦労なさっている状況が見えるんですけども、新聞報道によると、海面で採捕した親魚を馴致して、それからの採卵を試みるということも行われたように聞いてるんですが、それらの成果っていうのは、何か把握してらっしゃいますか。

#### ○水産技術総合センター 白石主任研究員

実際に放流までは至っているところですが、そちらの種苗が本当に健全かどうかというその場ではちょっと確認が出来るようなものではなかったと、あまり差がなくて見えたということですね。ただ4年後、5年後にもしかしたら、何らかがあるかもしれませんけど。

○關会長代理

つまり、それを採卵出来た数量的には、あてになる数量が獲られた実績はあるんでしょうか。

○水産技術総合センター 白石主任研究員

それぞれのふ化団体の状況で皆違っておりました、現状特に今までの採卵目標に対して、足りない団体の方で、海産卵を取れる条件が海との協力関係において出来るところの団体の方々が進められているという状況でございます。もちろん努力されたんで、全く同じようっていうふうになればよろしいんですが、採卵と申しますか、稚魚の差っていうような分析には至っておりませんので、同じようになると信じてというところでございます。

○關会長代理

こういう本当に来遊の少ない状況が続いてて、非常に対策も難しいところですけども、今後、採卵数をもっと増やす工夫というのはお考えないですか。

○水産技術総合センター 白石主任研究員

今のお話があったところが実情の出来るところということですが、あと行政の方々が中心となって考えているところですけど、難しいですね。実際それ以上となると、海で獲らないとかっていうことぐらいしか私は思いつかないんで、海産親魚から取るということは今お話があったとおりで努力がもっと出来ればよろしいと思いますけど、川に上がってこない。6ページぐらいでしょうか、前に比べて余力があると言ってはなんですけど、ほぼぎりぎりの採卵放流というような、口頭にちょっと直接見えているわけじゃないですけど、現状なっておるところでございます。これ以上増やすということについて、試験研究機関の方から申し上げることは多くないです。

○關会長代理

行政的に例えば契約して海で獲れるさけを経済的に支えるような、そういうことってのは何か出来ないもんですかね。

○島山会長

それは誰に問うてんの。

○關会長代理

県の行政の方にお尋ねしております。

○水産業基盤整備課 長谷川課長

今御指摘ありましたとおり、去年、今年かなり厳しい状況でございました。魚が帰って来ませんので、どのように確保するかということなんですが、実際のところ、他県、岩手、北海道とか、そういったところで卵がもしちょっと余るような状況であれば、融通してい

ただけないかということをお願いはしてはいたんですが、この図のとおり北海道あたりもかなり厳しい状況でしたので、ただ今年は山形県の方から一部、鶴岡の方なんですけれども350万粒ぐらい融通をしていただいて、何とか出来るだけその放流数を増やしたいと、実際現時点でのプランでの目標だと5,000万尾放流を目標にしていますので、5,000万放流で回帰率が4%で200万尾帰って来てほしいというような、我々の思いなんですけど、出来るだけそれに近づけるような形でいくしかないんですけど、まず親がちょっと何分取れませんので、そういったあらゆる手段を使ってとりあえず稚魚、あるいは卵を確保していきたいというのが現状でございます。

○關会長代理

はい、どうもありがとうございました。

○畠山会長

他にございますか。

なければ、「令和2年度さけ来遊結果について」はこれまでとします。

-----報告事項終了-----

【 その他 】

○畠山会長

その他に移ります。県の方から何かございませんか。

はい、どうぞ。

○水産業振興課 本田技術主査

お手元の資料カラー刷りの次のページ、最後1枚紙で小型さんま漁船によるまいわし特別採捕結果について、報告させていただきます。小型さんま漁船によるまいわし特別採捕につきましては、昨年11月の委員会で許可をするという概要について報告させていただきました。その内容が1.採捕の結果について報告させていただきます。特別採捕許可の概要でございますが、許可の対象者としましては、19トン型の小型さんま漁船14隻と9.7トン型3隻の計17隻で構成される宮城県小型さんま・いわし漁業者協議会でございます。調査方法として火光利用による棒受網ということで、調査期間として昨年12月1日から今年の2月28日までのうちの30日間としまして、その調査区域でございますが、こちらの図面でございますが、宮城県沖合海面のうち、北は歌津崎正東線から南が湊波岐崎正東線以北の水深130メートル以深の海域というところで、特別採捕許可を出しました。結果、下の表でございますが、数量につきましては、2,520トン、金額としては1億1千6百万円、単価は46円/kg。実際に調査した日数としては、23日間で延べ隻数としては14隻、水揚げ回数としては、1日7隻操業すれば7とカウントしまして全部で169回ということでございます。12月1日からの許可でしたけども、実際最初に調査、水揚げ出来たのが12月23日からだったのですが、その後は日数を重ねまして、最終的に23日間の調査ということになりました。来漁期以降につきましては未定

でございますが、取り急ぎ結果について報告でございました。資料については以上でございます。

○島山会長

はい、どうぞ。

○松本委員

小型さんま船のいわし漁については、大きな進歩があったとそういうふうに思っております。今、さんま漁船以外の小型漁船も県内の漁業者が本当に経営が厳しい状況にあります。

そして、さんま以外の船もいわし漁を希望しているのが全般の意向であります。

宮城県沖にいる魚をまき網なんかは茨城・福島あるいは静岡等のまき網が反対して獲らせないという論法は一般の方からいくと、やっぱり変だなとそういうふうに思っております。

岩手もそうですが、他県の船が宮城沖、岩手沖のいわしを獲って駄目ですよという話はおかしな話でありますので、さんま船以外についてもいずれはですね、ハードルは高いですがいわし漁が出来るような、県当局本部の努力を期待したいと思っております。よろしくお願いたします。

○島山会長

何か他ございますか。なければこれまでといたします。委員の皆様何かございますか。

予定しておりました議題は以上で全て終了いたしましたので、本日の委員会は終了いたします。

-----委員会終了-----

○島山会長

最後の委員会となりますので、各委員の皆様から一言ずつ頂戴したいと思います。

○事務局 鈴木次長

それでは名簿の後から順番にお願いしたいと思いますので、始めに14番尾定委員お願いいたします。

○14番 尾定委員

今期を務めさせていただきましても、いろいろお世話になりました。来期もまた、継続することになりました。皆さん、大半の人が入れ替わる形になりますけど、次もまた少しもうちょっとお役に立てるようなスタンスで臨みたいと思っております。またこれからもよろしくお願いたします。皆さんどうも本当ありがとうございました。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは13番伏見委員，お願いいたします。

○伏見委員

突然でちょっとびっくりしましたけれども，私は，2期今年度9年目ですね，海区委員になってからすぐ，皆さんも御存知のとおり震災の後の日本で初めての特区，その問題で非常にいろいろ苦労した。そういう思いが一番ありまして，本当にここにいる皆さんもいろいろな思いで苦労されたと思います。そんな中で何とかこれまで過ごすことが出来ました。皆さんと一緒にあって，海区委員やって本当に勉強になりましたし，そしてまた今後微力ながら水産業に貢献したいとそう思うてますんで，ひとつ今後とも皆さんの力添えをお願いしたいというふうに思います。本当にありがとうございました。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは12番鈴木委員，お願いいたします。

○鈴木委員

私の場合は3期12年という長い間，本当に，海区委員として皆様にお世話になりました。本当にありがとうございました。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは11番伊藤進委員，お願いいたします。

○伊藤（進）委員

大変，お世話様でした。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは10番伊藤新造委員，お願いいたします。

○伊藤（新）委員

私初めて海区委員という役職につきまして，大変貴重な経験をさせていただきました。漁業者の中で，また来期も残るといようなことになりましたんで，また4年間ひとつよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは9番高橋委員，お願いいたします。

○高橋（平）委員

私は前任の今野委員の急逝に伴いまして、途中から海区の方に加られさせていただいたんですけども、毎回ですね、事務局の方からわかりやすい説明をしていただいていたことにありがとうございます。また、漁業者の委員の皆さんが宮城県の漁業の様々な問題に関してですね、いろんな観点から御意見をお聞きしてですね、いやこういう問題もあったのかなということで、非常に気づきの多い委員会でした。来期も引き続き務めさせていただきますがよろしくをお願いします。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは8番鶴飼委員、お願いいたします。

○鶴飼委員

印象深いのは何と言っても、大震災からの復興過程で宮城県の漁業調整というそういうところに、末席ながらこの関与させていただいたというのは大変貴重な経験だったというふうに思います。やってる中でといいますか、ちょっと私個人的には反省点が一つございまして、会議の性質上しょうがないんでございますが、どうもしゃべるときに視線はずっと県御当局の方を向いてしゃべることがどうしても多くなっちゃう。出来ればというか、せっかくこのぐらいそうそうたる委員の方々がおられるので、委員の方からの御意見とかですね、情報とかそういうものを伺いながら、委員同士で何だかんだと話をするようなそういうような場面もあってもいいのかなというふうなことで、そんなようなところに、なんでしょうか思いだけでもって、なかなか自分としてはそういうふうに出られなかったというのが1つの反省の材料でございました。

1つ、今後、新しい委員の方々がこられるわけですけども、先ほどからあるように、問題はたくさんございますので、1つ、そういった方々の御尽力によってですね、豊かな海づくりにふさわしい、1つ、宮城県の漁業というやつを、実現していただけるように、お祈りを申し上げまして、なおかつ、これまでのいろんな御指導、御鞭撻、会長さんはじめ、いただいたことに感謝申し上げ、また、県御当局の大変丁寧な御説明そういったことに感謝申し上げます、私からの御挨拶に代えさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは4番松本委員、お願いいたします。

○松本委員

1期4年でありましたけれども、本当にお世話になりました。

漁業は本当に厳しい状況でございます。漁業者が1人でも脱落者が少なくなるように、いろんな水産行政と御尽力いただきたいと思っております。よろしくをお願いします。ご苦労さま

でした。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは3番齋藤会長代理、お願いいたします。

○齋藤会長代理

畠山会長のもと2期8年、皆さんと共に宮城の水産行政に参加出来ましたこと一安心いたしております。8年間のうちに一番印象に残ったのは、さっき伏見委員が言ったように、宮城県に水産特区という新しい改革っていうんですか、それが出来たことを一つの心の思い出に残っております。今後、新しい委員の皆さんで持続可能な限り、継続出来る漁業を目指して頑張っていってもらいたいと思います。いろいろありがとうございました。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは2番關会長代理、お願いいたします。

○關会長代理

畠山会長のもとで3期委員を務めさせていただきました。やはり、東北大震災の後の漁業の復興ということで、大変ないろんなことに遭遇して、これは県当局の方々のご苦勞も相当だったと思います。それから、漁業者が地震での復興をどういうふうにするかということでも随分苦勞されたんだろうと思います。さらに、温暖化の問題やら、魚種の交替、それからコロナ、こういうことでの困難が押し寄せて来ているので、次期委員も仰せつかったことを大変重く受けとめております。今後はいろんな意味で、多くの方からの情報を得て考えていかないといけないと思いますので、マスクしてお酒飲めないこの状況が非常に残念で、今後ワクチン打ったらですね、何とかしてその情報交換の場を増やして、交流の中から今後の展開を進められるよう、微力を尽くしたいと思いますのでよろしく申し上げます。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは、畠山会長、お願いいたします。

○畠山会長

私の挨拶が終わってから皆さんで拍手っていうことを言ってしまったんで、最後なんですけども、またこの後、何かいつの間にか小林部長が来てましたので、部長の後に拍手をお願いいたします。

本当に私もさっき事務局の方から言われたんですけども、25年間海区にいました。もう飽きました。いろんなことがあったことは確かですけども、本当に海区も県の職員の方々もそうなんですけども、この委員会ってのは、漁民のための委員会ですから漁民の

どのように立ち向かっていって、それを手助ける委員会ですっていうのを私前から言っております。何のための委員会、県の職員のための委員会ではございません。やっぱり漁民のための委員会です。何度言っても宮城県は漁業県ですけれども、中々重点的な部分が少なく、いろんなことでフォローされていない部分が多々あると思います。農業と違って漁業は点ですから、面積じゃないですから、だからどうも票も少ないし、圧力が少ないのかなと思ってましたけども、それでもやっぱり、県の方々が一生懸命なって、漁民のために働いてもらっておりました。内側からとか外側から見るとじゃなくて、何のために仕事をしてるのかっていうと、これは漁民のために仕事してるわけですよ。県のためでもありません。ご苦労さんでした。最後に、県の職員の方々を褒めて、褒めて、やめたいと思います。最後の言葉ですけどよろしく申し上げます。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

続きまして、今年度で退職される県職員の方々から一言ずつお願いしたいと思います。初めに、水産技術総合センター千田所長お願いいたします。

○水産技術総合センター 千田所長

水産の技術職員としてですね、36年間勤めて参りました。海区の委員の皆様には大変勉強させていただきました。ありがとうございます。

ただ3年前島山会長には、魚町防潮堤で多大なご迷惑をおかけしました。すいませんでした。来年度からはですね、漁業担い手確保育成コーディネーターとして、七ヶ浜の振興協会の方のこれからの新しく漁業者になる方々の支援をして参ります。いろいろ長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

続きまして気仙沼地方振興事務所小野寺部長お願いいたします。

○気仙沼地方振興事務所 水産漁港部 小野寺部長

私事ですが、この3月で定年退職をいたします。

委員会につきましては、気仙沼の水産漁港部長として、2年間出席させていただきました。その間委員の皆様におかれましては、本当に宮城県漁業の振興発展に対して、ものすごい力強いものをいただいております。本当に感謝申し上げます。今回、海区調整委員ということで一区切りになると思います。本当に皆様お疲れ様でございました。そしてお世話になりました。ありがとうございます。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

続きまして水産業振興課、生駒課長お願いいたします。

○水産業振興課 生駒技術参事兼課長

2年前の4月にですね水産庁の方から参りまして、まだ2年しかこちらはやってないんですけども、今月末いっぱい県の方からまた国に戻ることになりました。来た時は宮城で仕事するの初めてだったもんですから、ほとんどの皆様のお顔も知らなかったですし、地元の土地勘も全然なかった中でですね。なかなか十分に仕事出来なかったと思っております。大分は慣れてきたなというところで、もう2年経ってしまったのは非常に残念に思っております。そんな中でも先ほどお話にありましたさんまの特採の話だとか漁業権の見直しの話だとか、少し前に進めるようなこともあって良かったと思うんですけども、そうはいつてもまだまだ大変な状況の中、不十分なまま戻らなきゃいけないのはちょっと残念です。4月からは水産庁の方戻りまして内水面漁業の方を担当することになりました。またちょっと全然別の世界の方の話になりますので、直接的なまた海の世界の中でのお付き合いってのはあんまりないのかもしれないですけども、その先また、どんなことやる担当するようになるかわかりませんし、仕事の上でも個人的にもですね、これからも宮城の漁業を応援していきたいと思っておりますので、また今後も末永くよろしくお付き合いいただけますとありがたいです。どうも2年間ありがとうございました。

○事務局 鈴木次長

ありがとうございました。

それでは最後に小林部長から御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 小林部長

どうも大変ご無沙汰しております。まず初めに畠山会長、6期25年近くなると思いますが、そのうちですね、4期は会長ということで重責を担っていただきました。本当に大変ありがとうございました。心より御礼申し上げます。

それから、伊藤委員、鈴木委員におかれましては3期12年です。それから、今も御挨拶にございましたが、斎藤委員、伏見委員、鶴飼委員におかれましては2年、2期8年とか9年ですね。特に斎藤委員におかれましては会長代理という立場でですね、漁業者を代表して的確なアドバイスをいただきまして本当にありがとうございます。そして、松本委員におかれましても4年間でございますが、本当にありがとうございました。本日欠席をされてますが、赤間委員、高橋委員、畠山委員含めて10名の委員の方が、皆様がこの21期で御勇退というふうにお聞きをしております。

宮城の海がこの東日本大震災からよみがえってですね、秩序ある操業のもと生産が回復しつつあるのもですね、御勇退される皆様方を含めこの海区の中で本当に的確な議論がされてきた結果だというふうに思っております。改めて本当に厚く御礼を申し上げます。

私もですね、この36年経ちますが、この3月で卒業というふうになります。私は平成16年に漁業調整班長という立場でここに来てから150回ぐらい海区に出席をさせていただきまして、本当にいろいろ議論をしてきたというふうに思っております。振り返ると、最初は仙台湾の小型底びきと刺し網の操業ルールの確立という話もございましたし、それに関連して福島県との入会調整もございました。それから今となってはもう皆さん普通にさけの刺し網、今もいろんなさけの刺し網と違って出てますけど、あの当時は、刺し

網でさけを獲るっていうのは、日本中でもう大変な袋叩きにあうような状況でしたので、そういう中で、届出承認という形でこれも本当に海区の中で議論をしていただいて、今のさけ刺し網というのが漁業として確立したっていうのもまさにこのパイプの成果だというふうに思ってますし、岩手県との県境問題も大変長い間かかりましたが、これも海区の皆様が岩手の海区と先頭になってですね、海区の調整があったからこそ、今の状況ってのが成って来ているっていうふうに思ってます。それから本当にいろいろ対応していただきましたし、沿岸との請け合いということであれば北部の沿岸漁業者と沖合底びき網との操業トラブルもあってその調整もしていただきましたし、それに関連するとたら刺しも当時、本当に沖底との関係でものすごくトラブルがあったんですが、たら刺しの制度化というのもこの海区の中で実現をしましたし、まき網漁業と沿岸漁業の対応っていうので、海区が中心になってまき網業界と色々な協定も結んだっていうようなこともございます。それから、かじき流しも世界中から流し網っていうのは干されるような漁業の中で、うちの県が適切に的確に数量管理をしながら地域漁業として何とか守り抜いたっていうのも、今のこの海区の中の議論だというふうに思ってますし、あわびの密漁については流通、市場まで含めた取り組みっていうのをやんなきゃいけないっていうのを、全国先駆けて提言をしたのもこの宮城からだというふうに思っています。資源管理というところを目を向ければ、まこがれの産卵期の禁漁期間設定というのもこの海区でやった仕事でしょうし、当然TACの設定、それからくろまぐろ、今直近ですとくろまぐろの管理もいろいろご議論いただいたと思ってますし、冒頭石田次長の方からお話あったと思いますが、石炭火力みたいな、そういう部分への海の環境を守るっていうところまで広げてですね、海区の方で議論していただいとると本当にありがたいことだと思っています。

そして、5年に1度の漁業権の切替はまさに海区が舞台ですので、そこでいろんな議論をしていただきましたし、バリカンの対応等もあってですね、5年に1度ではない途中での免許というのも積極的に対応していただきました。震災後ということになりますと、震災直後ですが、操業の安全をとということを考えて宮城県の海面全体の操業禁止措置というのを、指示というのも出していただきましたし、今、御挨拶の中で、伏見委員、齋藤委員からございましたが、水産業復興特区の対応ではですね本当にいろんな御意見をいただいて、ものすごい時間がかかったなと今思えばですね、でもあれああいう議論が出来たからこそ今の1つの宮城の形ってのが出来つつあるんだろう、ああいう議論でも決して無駄にはならなかったんだろうなというふうに思っています。どれひとつ忘れることはないんですが、改めて今の宮城のですね、漁業秩序が維持されてですね、豊かな海を利用して安定した漁業活動が出来るのは、まさに今お話したようなそういうことを踏まえての海区漁業調整委員の皆様のご議論、指示、的確な対応があったからこそというふうに、本心から思っています。最近、ある人といろいろ話を聞いた時に、いろんなことがあるにしろですね、宮城県はトラブル少ないよなどと、他の県だと沿岸と沖合のトラブルはまだまだあってですね、安定した操業が出来ないけど、そういう資源の話とかいろいろあるにしろ、今トラブルなく操業出来ているというのは何よりだと思いますし、そこに海区の皆様がものすごい海区の中での議論というのがものすごく貢献してるんだろうなというふうに、本心改めて思っています。本当にありがとうございます。いろいろお話の中で、最近の温暖化という中で、魚が減少してる、資源が無くなってきてるっていう話ってのは、

《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) いかつり漁業の制限措置（案）等について
- (2) 宮城海区漁業調整委員会規程等の改正について

協議事項

第22期委員への引き継ぎ事項について

報告事項

- (1) 特定水産資源の採捕の停止に関する規則について
- (2) 令和2年度さけ来遊結果について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長

島山喜博

署名委員

関 哲夫

署名委員

高橋平勝

書 記

村上勝利